

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次	ページ
告示	
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(二件)	一
○建設業許可の取消し	一
○道路の区域変更(二件)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	三
○教育委員会 教育委員会 選挙管理委員会	三
○個人演説会等の公営施設の告示の一部改正	三

告 示

○宮城県告示第八百八十七号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十一年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二二七〇〇三四六	事業所の名称及び所在地 僕の家 私の家 黒川郡富谷町太字堂 一丁目十四番一号	指定障害福祉サービスの種類 短期入所	設置者名 特定非営利活動法人幸創	指定年月日 平成二十一年十月一日
---------------------	---	-----------------------	---------------------	---------------------

○宮城県告示第八百八十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十一年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 ○四二五二〇〇六七二	事業所の名称及び所在地 煌ハウス 仙台市宮城野区新田 三丁目二十番二十五号	指定障害福祉サービスの種類 共同生活介護 共同生活援助	設置者名 特定非営利活動法人黒川こころの応援団	指定年月日 平成二十一年十月一日
---------------------	--	-----------------------------------	----------------------------	---------------------

○宮城県告示第八百八十九号
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
平成二十一年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日
平成二十一年九月十八日
- 二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 宮城林産振興株式会社 佐藤 二郎	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区中央一丁目六・三十	建設業許可番号 般・十九 第千三百三十一号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 全部廃業 建築工事業 大土工事業	受付年月日 平成二十一年八月二十七日
株式会社大晃組 川畑 美夫	石巻市松並一丁目十・七	般・十八 第千五百八号	一部廃業 建築工事業	平成二十一年八月二十四日
株式会社高橋建設 高橋 久之	大崎市古川上埜字宝仙 田百四十六	般・十六 第千五百号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十一年八月二十五日
有限会社三興産 生出 長年	石巻市皿貝字小沢二百五	般・十八 第千二百二十二号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十一年八月二十一日

有限会社遠藤修平	多賀城市浮島字高原七十三・六	般一十六万八千四百一十号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	平成二十一年八月二十四日
株式会社大野屋優子	登米市登米町日野渡南田一	般一十九万二千七百一十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	平成二十一年八月二十七日
有限会社千栄電工 武夫	仙台市太白区郡山八丁目二十二・一・百十四	般一十九万二千七百五十五号	全部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十一年八月二十八日
有限会社シーエス企画 菅原 修	仙台市泉区七北田字大沢向原四十六・九	般一十九万三千六百四十三号	全部廃業 一般建設業 建具工事業	平成二十一年八月二十七日
株式会社千建 佐藤 信雄	石巻市蛇田字新東前沼五十・九	般一十七万六千二百一十一号	全部廃業 一般建設業 機械器具設置工事業	平成二十一年八月二十七日
産電サーブ株式会社 高橋 昌勝	仙台市泉区八乙女中央一丁目六・七	般一十九万三千七百三十九号	全部廃業 一般建設業 電気工事業 電気通信工事業	平成二十一年八月三十一日
エス・エス・コーポレーション株式会社 橋本 修	多賀城市八幡二丁目六・十一	般一十七万七千七百一十五号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十一年八月二十六日
株式会社サンエースト 阿部 隆	仙台市太白区西中田七丁目三十五・十四	般一十八万七千六百五十二号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十一年八月十九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 鹿又停車場広淵線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
前	後	前	後
九・六	九・二丁	二七・八	二五・六
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
二二九・〇	二二九・〇	二二九・〇	二二九・〇

○宮城県告示第八百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 小野田三本木線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
前	後	前	後
八・四	二・〇	五七三・〇	六四〇・〇
敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
二二・〇	二二・〇	六四〇・〇	六四〇・〇

備考
上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成二十一年十月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ヘリコプターテレビシステム整備業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年九月二十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 (株)東通インターナショナル 東京都文京区小石川一丁目二十一番十四号

五 落札金額 一億六千五百九十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年八月十八日

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第二十五号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十一年十月六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十一年十月十四日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

2 宮城県教育委員会に属する単純労務職員との給与に関する規則の一部改正について

3 県立特別支援学校学則の一部改正について

4 県立学校の管理に関する規則の一部改正について

5 宮城県立高等学校学則の一部改正について

6 県立中学校学則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人
傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二二・三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第四百五号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐 藤 健 一

仙台市大野田コミュニティ・センター別館の項中「同 市太白区大野田字宮脇二番地の二九」を「同 市太白区大野田三丁目八番一号」に改める。